

北海道告示第11450号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和5年10月27日

北海道知事 鈴木 直道

(農政部所管分その27)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 肥料価格高騰緊急対策事業 化学肥料を購入する農業者に対し、当該肥料の購入に要する経費の一部について、化学肥料購入支援金を補助することにより、道内農業者の肥料購入費の負担軽減を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>北海道肥料コスト低減体系緊急転換事業推進協議会</p>	<p>1 化学肥料購入支援金 化学肥料の購入に要する経費について、当該肥料1トン当たり3,125円を上限として、化学肥料の低減に取り組む道内農業者に給付する補助金 2 化学肥料購入支援金の給付事務等のために必要な次の経費 人件費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料、各種手数料）、委託料、使用料及び賃借料、その他知事が必要と認める経費</p>	<p>定額</p>	<p>農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>農政第2号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 農政部食の安全推進局食品政策課</p>		